

## (1) 現状と問題意識

発注者・施工者とも、受注機会確保の仕組みとの受け止め方が強い一方、経営力・技術力強化の効果については、疑問であるとの意見もある。

企業合併等については、ほとんど実績を挙げていない。

供給過剰構造是正が喫緊の課題となる中で、より実効的な企業再編促進策が必要とされている。

## (2) 基本的考え方

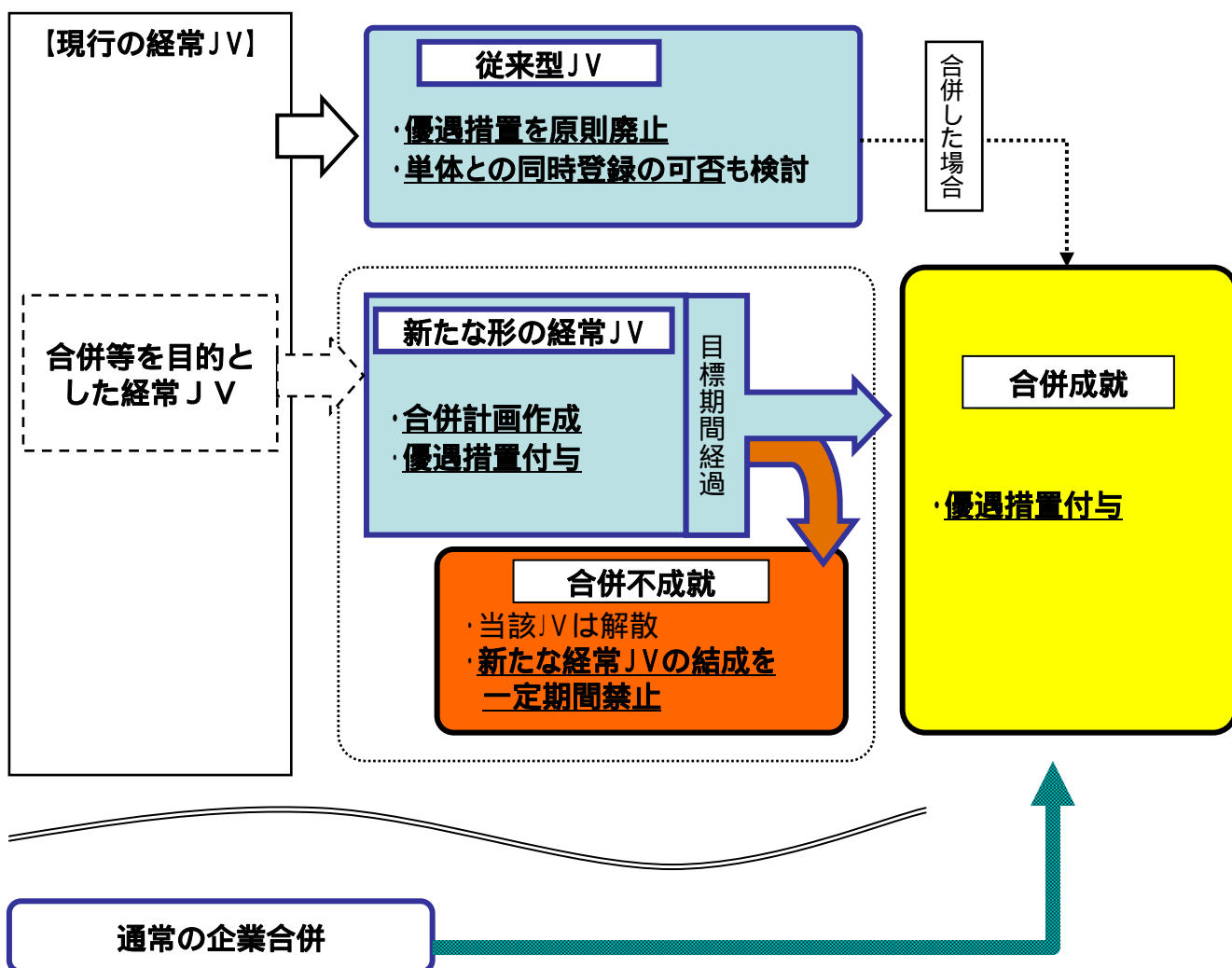
経常JVの運用実態に鑑み、制度本来の目的に沿った適切な運用を確保する必要。

・平成9年通達による10%の加算措置の適否

・単体・経常JVの同時登録の可否

企業合併等を円滑に推進する観点から、実効性のあるJVの姿を検討。

### 見直しの例



# 特定JVについて

## (1) 現状と問題意識

JVの小規模工事での活用、予備指名等の実態が存在。入札の競争性、透明性を阻害。

公共工事の品質確保、供給過剰構造の是正等の観点から、適正な競争環境の下で、単体企業の技術力・施工力強化が必要。

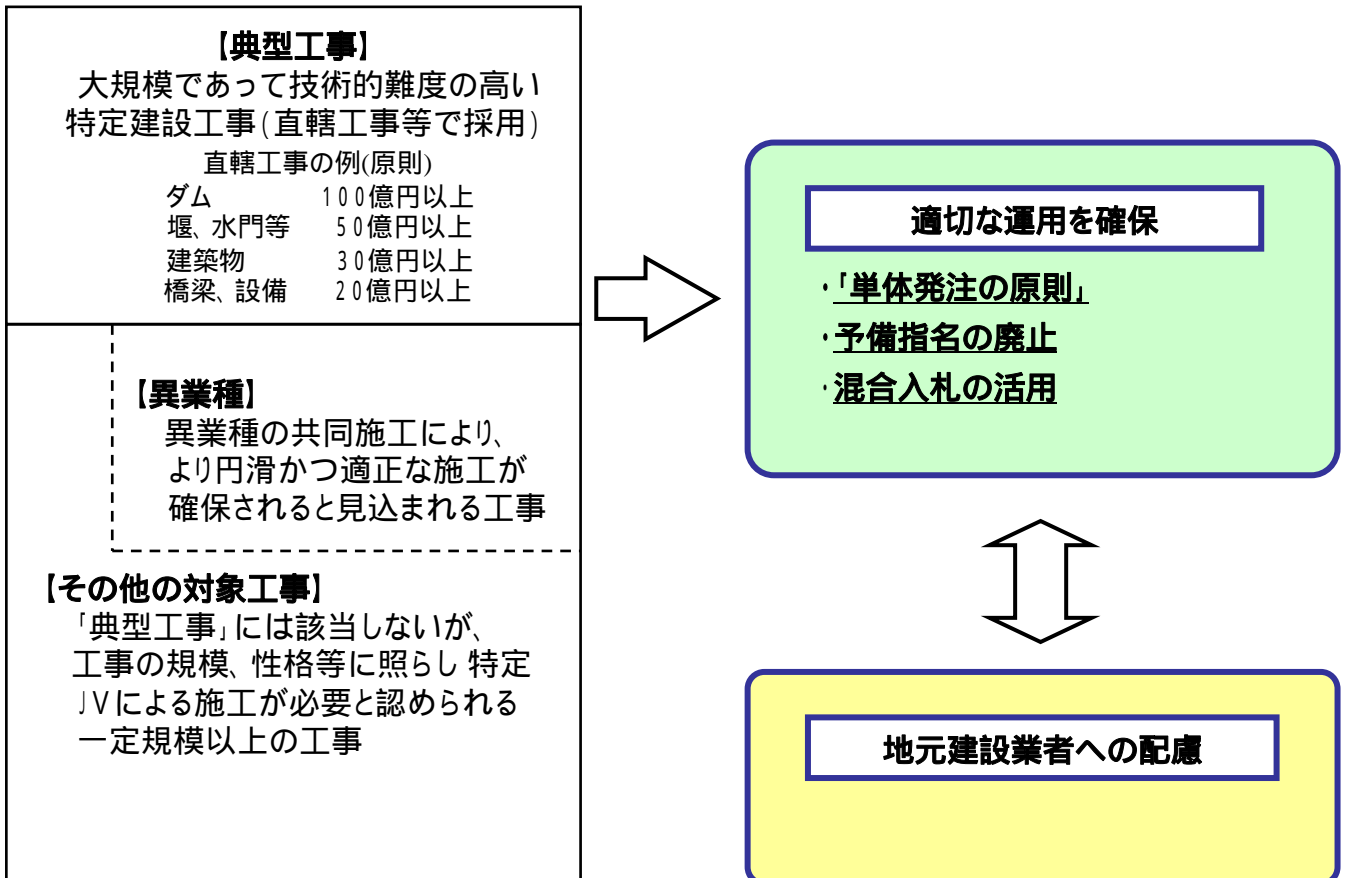
独占禁止法改正等を受け、入札制度の一層透明な運用が必要。

## (2) 基本的考え方

特定JVの運用実態に鑑み、制度本来の目的に沿った適切な運用を確保する必要。

- ・「単体発注の原則」
- ・予備指名の廃止
- ・混合入札の活用

建設業が地域社会において果たす役割の重要性に鑑み、地元建設業者にも配慮する必要。



## 共同企業体運用準則の概要

	特定 JV	経常 JV
性 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定工事の施工を目的に工事毎に結成</li> <li>・ 工事請負契約履行後○か月後に解散(通常は3か月程度)。受注できなかった場合も解散</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小・中堅建設業者が継続的協業関係を確保し、経営力・施工力を強化するため経常的に結成</li> <li>・ 標準協定書では存続期間は1年。構成員全員の同意により延長可能</li> </ul>
目 的	大規模かつ高難度工事の安定的施工	優良な中小・中堅建設業者の振興(注1)
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模かつ技術的難度の高い工事(典型工事)</li> <li>・ (典型工事以外で)規模、性格等に照らし、JV 施工が必要と認められる一定規模以上の工事 →土木、建築工事は少なくとも5億円程度を下回らず、かつ、当該発注機関の発注標準の最上位等級工事のうち相当規模以上の工事。他の工種もこれに準じる →実験型工事、研究開発型工事</li> </ul>	単体企業に準じて扱う(当該JVが格付けされた等級の工事) ※異なる等級の組合せの場合は、上位等級構成員の等級発注工事価額以上 ※技術者を適正配置し得る規模を確保
構成員数	2～3社	2～3社程度
組 合 せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「最上位等級のみ」 or 「最上位等級及び第二位等級に属する者」</li> <li>・ 施工技術上特段の必要性がある場合に限り、第三位等級も可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「同一等級」 or 「直近等級に属する者」</li> <li>・ 個別審査により直近二等級までの組合せも可</li> </ul>
資 格	1) 営業年数 2) 元請としての一定の実績 3) 技術者の専任配置 ※各発注機関において必要に応じ追加可	1) 営業年数 2) 元請としての一定の実績 3) 技術者の専任配置 ※各発注機関において必要に応じ追加可
結成方法	自主結成(注2)	自主結成
出資比率	2社の場合30%、3社の場合20%	2社の場合30%、3社の場合20%
代 表 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工能力の大きい者(異なる等級の組合せの場合は上位等級者)</li> <li>・ 出資比率は構成員中最大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員において決定された者</li> <li>・ 出資比率は構成員間で自主的に決定</li> </ul>
混合入札 (注3)	平成6年から可能	(元々単体企業に準じて扱われている)
加 点 調 整	なし	(平成9年から) 競争参加資格審査時に客観点数、主観点数のそれぞれ10%プラス可

(注1) 平成9年、「協業化の第一段階」として活用促進することとし、対象企業の範囲を中堅建設業者にまで拡大。

- ・ 中小建設業者＝資本金3億円以下 or 常雇300人以下
- ・ 中堅建設業者＝資本金20億円以下 or 常雇1,500人以下

(注2) 平成6年までは自主結成を基本としつつも予備指名(発注者がJVの構成員となり得る建設業者を予め必要数指名すること)も容認

(注3) 当該工事の施工能力を有する単体企業の入札も認めること(単体企業と特定JVとによる競争)

## 共同企業体制度の運用状況

(平 17.8 実態調査から)

特定 JV		経常 JV	
○制度導入 〔国：88%、都道府県：98% 市区町村：55%〕 16 年度発注実績あり	57%  35%	○制度導入 〔国：94%、都道府県：57% 市区町村：27%〕 16 年度発注実績あり	30%  13%
○発注理由 「大規模・高難度工事」 「地元企業の育成」 「受注機会の拡大」	83% 59% 31%	○発注理由 「経営力・施工力の強化」 「地元企業の育成」 「受注機会の拡大」 「企業合併の促進」	56% 46% 34% 6%
○結成理由(企業回答※) 「発注者の要請」 「受注機会の確保」 「技術力の強化」 「リスク分散」	65% 34% 30% 2%	○結成理由(企業回答※) 「受注機会の確保」 「技術力の強化」 「合併可能性も検討」	76% 46% 0.4%
○対象工事(土木、建築)の下限 「5 億円以上」 「2～5 億円未満」 「2 億円未満」	34% 41% 25%	○構成員単体の同時登録を 「認める」 「異なる工種で認める」 「認めない」	50% 7% 5%
○5 社以上の JV を認める	16%	○競争参加資格審査時の加点調整あり 〔国：81%、都道府県：24% 市区町村：8%〕	13%
○第 3 位等級以下も構成員と認める	13%	○経常 JV の登録継続年数(企業回答) 「1 年」 「2 年」 「3 年」 「4 年」 「5～9 年」 「10 年以上」	8% 29% 7% 15% 25% 9%
○構成員に一定の地域要件を設定 〔国：0%、都道府県：40% 市区町村：31%〕	31%	○経常 JV から協同組合設立、合併に 至った経験あり(企業回答)	1.5%
○結成を義務付けることあり 〔国：33%、都道府県：41% 市区町村：15%〕	17%		
○混合入札を実施している 〔国：83%、都道府県：15% 市区町村：17%〕	18%		
○予備指名があった(企業回答※)	33%		
○施工の効率性に不満(企業回答※) 理由「単体施工可能」 「技術力に格差」	10% 72% 22%	○施工の効率性に不満(企業回答※) 理由「単体施工可能」 「技術力に格差」	8% 68% 15%

※企業の回答は、「登録継続年数」「合併等の経験」を除き、工事決算日が平成 17 年 3 月 31 日に直近の公共工事 1 件についての回答

## 経常JVの競争参加資格審査における加点調整について

建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について(平成10年2月4日付け建設省中建設審発第2号)

### [4] 経営力・技術力の強化のための企業連携の促進

#### 2 経常JVの活用促進

##### (2) 経常JVの企業評価

経常JVの資格審査に当たっては、経常JVの結成にインセンティブを与えるため、JVの結合の強弱及び適否を勘案し、客観点数及び主観点数について調整することができることとされているが、具体的にどのような場合にどの程度の調整を行うかについて明確ではないため、ほぼすべての発注機関において、このような調整が行われていない。

したがって、経常JVの適切な活用を促進する観点から、どのような場合にどの程度の調整を行うかの判断基準を明確にするため、構成員間の結合の強さ、継続的な協業関係の確保、必要な技術力の確保等に係る評価基準を策定し、公表する必要がある。

また、発注時に同種工事の施工実績等を経常JVの全構成員に求める運用等についての緩和を進める必要がある。

##### (3) 経常JVの運用の合理化の検討

従来の経常JVの運用をみると、中小建設業者の共同受注のためのシステムとしての機能が強いものであったと考えられるが、今後は、事業活動や施工体制の合理化のための協業の一類型として、積極的な位置付けを与えていく必要がある。このことにより、企業統合が進みにくい市場構造の中にあつて、各企業の技術者や営業組織などの経営資源の相互有効利用の途が開かれ、企業統合と同様の効果が期待できると思われるので、建設業界においても、より真剣に検討されることが望まれる。

中小建設業の振興について(昭和37年11月27日付け建設省発計第79号)

### 別紙2 共同企業体の資格審査要領※

4 経常JVの客観的事項の審査及び級別格付を行うに当たっては、当該企業体の結合の強弱及び適否を勘案し、客観的事項について算定した点数(以下「客観点数」という。)及び主観的事項について算定した点数(以下「主観点数」という。)について、おおむね20%の範囲内で調整することができるものとする。

なお、当分の間、当該企業体について、適切な施工力を備え、かつ、継続的な協業関係が確保されると認められる場合には、客観点数及び主観点数について、それぞれ10%プラスに調整することができるものとする。

※ 平成9年8月8日付け建設省経振発第62、63号(各省各庁事務次官、各都道府県知事あて)により、なお書が追加された。

また、「経常建設共同企業体の活用促進について」(平成10年12月24日付け建設省経振発第82号)により、各省庁担当課長、都道府県担当部長、建設省担当課長、公団等担当課長へ本取扱いを改めて通達している。

※ 「適切な施工力を備える」とは、いわゆるペーパーJVではないこと、施工実績が著しく劣る建設業者が構成員となっていないこと等を云う。「継続的な協業関係が確保される」とは、次期の定期の競争参加資格認定時まで当該JVを解散しないとしていること等を云う。